

## 基礎疾患を有する方の新型コロナウイルスワクチン接種について

基礎疾患を有する方の新型コロナウイルスワクチンについては、高齢者の次に、ワクチンを受けることができます。かかりつけ医等とご相談の上、お住まいの自治体から接種券が届いた後、早めの予約をお願いします。

### 基礎疾患を有する方の範囲

- ・慢性の呼吸器の病気
  - ・慢性の心臓病（高血圧を含む。）
  - ・慢性の腎臓病
  - ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
  - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
  - ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
  - ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
  - ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
  - ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
  - ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
  - ・染色体異常
  - ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
  - ・睡眠時無呼吸症候群
  - ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
  - ・基準（BMI30以上）を満たす肥満の方
- ※ BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
- ※ BMI30の目安:身長170cmで体重87kg、身長160cmで体重77kg

### 基礎疾患を有する方の確認方法

- ・診断書等の証明書は必要ありません。
- ・接種の際に、予診票の質問事項に記載してください（重い精神疾患や知的障害の者の場合は、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、療育手帳を持参してもよいですが、予診票等によって確認することも可能です）。

### 接種場所（住所地外の実施）

基礎疾患を有する方が、かかりつけの医療機関で接種する場合は、住所地外の実施は不要です。

- ・かかりつけの医療機関が接種を行っていない場合には、住所地の自治体等で接種できるようにご相談ください。